

## 市町村と県による協働電子図書館コンテンツ選書基準

### (目的)

第1条 この基準は、市町村と県による協働電子図書館（以下「協働電子書館」という。）が、県民の教養、調査研究、趣味、娯楽等の多様な要望に応えるため、「市町村と県による協働電子図書館コンテンツ選書基本方針」に基づく電子書籍コンテンツ（以下、「コンテンツ」という。）の選書に関して必要な事項を定めるものとする。

### (予備評価)

第2条 コンテンツの選書に当たっては、次の点に留意して予備評価を行う。

- (1) 利用者の知識や教養を深め、趣味・学習の役に立ち、心を豊かにすることに資する基礎的なコンテンツを中心に、すべての分野にわたって、必要なコンテンツを収集する。
- (2) 児童書は、子どもの情操の育成を促し、探求的に学びを深められるコンテンツを中心に、子どもの発達段階を考慮しながら、適切なコンテンツを収集する。

### (内容評価)

第3条 予備評価を参考に、次の基準により、内容評価を行う。

- (1) 主題が協働電子図書館で必要とするものであるかを吟味し、適切なコンテンツを選ぶ。基本的に以下のコンテンツは収集の対象としない。
  - ア 極めて高度な専門書、特殊コンテンツ、高額なコンテンツ
  - イ 特定の機関、団体、個人に対し、誹謗中傷または宣伝となるようなコンテンツ
  - ウ 暴力、犯罪を容認し、残虐性を助長するコンテンツ
  - エ 性的表現や性描写が過激なコンテンツ
  - オ 人権への配慮に欠けるコンテンツ
  - カ 著作権者の許可が得られないコンテンツ

### (選書手段及び購入形態)

第4条 コンテンツの選書の際は、各種目録、新聞・雑誌の書評、各種出版情報、その他入手可能なあらゆる情報を参考とする。

- 2 全自治体での共同利用を前提に、利用状況や予約状況を考慮して複本の収集を検討する。
- 3 コンテンツの内容に応じて、制限型・買い切り型ライセンスの収集を検討する。

## (一般向けコンテンツの選書基準)

第5条 日本十進分類法の第一次区分ごとの留意点は、次のとおりとする。

### (1) 総記 0類

ア 図書館・出版・本・書店に関するコンテンツは、積極的に選書する。

イ 情報科学・コンピュータについては、技術開発が早く、変化が激しい分野であるため、なるべく新しい刊行年のものを選ぶように留意する。

### (2) 哲学 1類

ア 哲学・心理学・宗教関係のコンテンツは、特定の思想、学派に偏ることなく公平に選書するよう留意する。

イ 人生訓は、特定の著者や主題に偏らないように留意する。

### (3) 歴史 2類

特定の歴史観や学説に偏らないよう、また、地理についても特定の地域に偏らないように幅広く選書するよう留意する。人物伝についても同様とする。

### (4) 社会科学 3類

ア 時代の流れを追い、特に実用書の情報が古くならないように留意する。

イ 法律については、改正に留意し、最新の情報を提供できるように努める。

### (5) 自然科学 4類

ア 医学関係のコンテンツは、科学的根拠に基づいたコンテンツを選び、最新の情報を提供できるように努める。

イ 医療従事者向けの高度で専門的なコンテンツは基本的に選書しないが、類書が少ない分野については、説明が平易なものを選書する。

### (6) 技術 5類

ア 家政学のコンテンツは、類書が多いため内容が偏らないように留意する。

イ 育児に関するコンテンツは、特に乳幼児期の子育ての課題解決に役立つコンテンツを選書する。

### (7) 産業 6類

ア 時代の流れを追い、特に実用書の情報が古くならないように留意する。

イ 農業全般、林業に関するコンテンツは、積極的に選書する。

### (8) 芸術 7類

マンガは、評価の定まった作家の作品、社会的評価の高い作品を選書する。

### (9) 言語 8類

ア 言語習得のコンテンツは入門書を中心に選書する。

### (10) 文学 9類

ア 古典作品は、基本的なコンテンツを選書する。

イ 現代作家の作品は、受賞作品や話題性に留意して幅広く選書する。

ウ 所蔵のない著者の全集は、選書を検討する。

### (児童コンテンツの選書基準)

第6条 児童コンテンツとは、図書館コンテンツのうち、乳幼児・小学生及び中学生程度までの利用を目的に編集されたコンテンツをいう。日本十進分類法の第一次区分ごと及び絵本の留意点は、次のとおりとする。

(1) 総記 0類

調べ物・調べ学習を支援するコンテンツを選書する。

(2) 哲学 1類

ア 各宗教への理解が深まるよう、宗教・宗派に偏りがないように留意して選書する。

イ 人生訓は、子どもの成長にふさわしい前向きな内容のものを選書する。

(3) 歴史 2類

ア 歴史は、史実に基づいているものを選書する。

イ 国の統合、分離に留意したコンテンツを選書する。

ウ 伝記は、業績や生涯が事実に基づいて書かれ、物語として魅力ある人物像となっているものを選書する。

(4) 社会科学 3類

ア 社会情勢の変化に対応したコンテンツを選書する。

イ 昔話・民話は、国や地域に偏りがないように、また、原話を損なわないよう再話されているものを選書する。

(5) 自然科学 4類

ア 科学的なものの見方、考え方を深められるようなコンテンツを選書する。

イ 実験を取り扱うコンテンツは、適切な解説と安全性への配慮が示されているかに留意する。

(6) 技術 5類

家政学のコンテンツは、子どもが実際に作ることができるか、安全について配慮されているかに留意する。

(7) 産業 6類

ア 農業全般のコンテンツを選書する。

(8) 芸術 7類

各種競技のルールの変更留意する。

(9) 言語 8類

ア 言語の理解習得に役立つコンテンツを幅広く選書する。

イ 辞書・事典類については、改訂に留意して選書する。

(10) 文学 9類

ア テーマやストーリーが独創的で、子どもの共感を得られるものを選書する。

イ 翻訳作品は、完訳又は原著の内容を正確に伝えているものを選書する。

ウ 文学全集は、各種の賞を受けるなど、評価の定着した著者・訳者によるものを中心に選書する。

(11) 絵本

ア 絵がストーリーを物語っているものを選書する。

イ 絵がいきいきしていて、構図がしっかりしており、色彩がよいものを選書する。

ウ 文が明確、簡潔であり、説明的でなく、絵に合ったふさわしい言葉が使われているものを選書する。

エ 対象の興味や経験に合った内容になっているかに留意する。

オ キャラクター絵本・アニメ絵本・迷路絵本・パズル絵本等は、コンテンツ的価値を検討して選書する。

(12) 知識絵本

ア 子どもの好奇心を刺激する内容になっているものを選書する。

イ 時代の進歩に応じた内容で、分かりやすく正しい知識を伝えているものを選書する。

(13) 昔話絵本

ア 昔話は、本来耳から聞く伝承文芸であることを前提とし、その特徴である耳から聞いても面白い再話になっていて、絵が話のイメージを固定化しないように描かれたものを選書する。

イ 子どもにとって理解できる範囲で、原話の味わいや語り口がいかされているものを選書する。

**(ヤングアダルトコンテンツの選書基準)**

第7条 中学生・高校生を中心としたヤングアダルト世代は、児童とも成人とも異なる要求を持った独自の存在である。既に読書習慣を持つ者には更に一般向けコンテンツの利用へとつなぐため、読書習慣を持たない者には読書の楽しみを知るきっかけとなるように、児童コンテンツと一般向けコンテンツの間を埋める青少年向けコンテンツを収集する。

**(地域に関するコンテンツの選書基準)**

第8条 長野県の地域に関する内容のコンテンツは分野をとわず網羅的に収集する。

2 自治体が責任をもって、自ら作成・電子化したコンテンツは、原則として受け入れるものとする。コンテンツの管理、公開の停止等についても当該自治体が責任を負う。

**(その他)**

第9条 本基準に定めのない事項は、選書部会で審議し、運営委員会に諮るものとする。

**附 則**

この基準は、令和4年4月28日から施行する。

**附 則**

この基準は、令和4年11月18日から施行する。

**附 則**

この基準は、令和5年5月19日から施行する。